

Urban Planning

Landscape Design



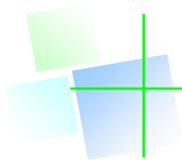
守 谷 市 景 観 計 画
概 要 版

平成 24 年 12 月
茨 城 県 守 谷 市

Moriya City



www.city.moriya.ibaraki.jp



目 次

	ページ
●はじめに	1
●理念と責務	1
●基本方針	2
●景観計画の区域	4
●届出が必要な行為	5
●届出に関する手続きフロー	6
●景観形成基準	7
(1) 景観計画区域（市全域）	7
(2) 景観形成重点地区（守谷駅周辺商業 A 地区）	10
●屋外広告物の表示及び設置に関する事項	12
(1) 市域全域	12
(2) 景観形成重点地区	13
●景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	16

●はじめに

守谷市は、市域を取り囲む利根川、鬼怒川、小貝川をはじめとする水辺に恵まれ、樹林地や農地といった緑豊かなまちです。

また、つくばエクスプレスの開業などに伴い、さらなる飛躍と期待が高まっています。

これからのまちづくりにおいては、恵まれた豊かな水辺や緑を保全するとともに、良好な景観を創出していくことが大切であり、県南の中核都市にふさわしい都市基盤の確立も求められています。

これらを矛盾させることなく、どう調和を図りながら実現していくかがテーマであり、無秩序な市街化を抑制し、都市の健全な発展と計画的なまちづくりを進め、「守谷市民憲章」にも謳われている「美しいまち」すなわち、良好な都市景観の形成を図ろうとするものです。

「守谷市景観計画」は、積極的に景観まちづくりに取り組み、市民共有の財産である良好な都市景観を守り、育て、つくり、次世代に引き継いでいくため、市民等との協働により、その実現に向けて推進することを目的に、景観法（平成16年6月18日法律第110号）第8条の規定に基づき定めたものです。



守谷市民憲章

わたしたちは、利根・鬼怒・小貝の清流と豊かな緑につつまれた歴史と伝統に輝く守谷の市民です。

この郷土を愛し、健康で明るく住みよい文化都市を目ざして、ここに市民憲章を定めます。

1. 水と緑に親しみ、自然を愛し、美しいまちをつくります。
1. 豊かな心を育て、体をきたえ、健康なまちをつくります。
1. 教育文化をたかめ、個性をのばし、うるおいのあるまちをつくります。
1. 明るい家庭をきずき、きまりを守り、平和なまちをつくります。
1. 互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまちをつくります。

平成2年11月2日制定

平成14年2月2日継承

●理念と責務

- ・良好な景観は、現在及び将来における市民共通の資産です。
- ・良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があります。
- ・良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることから、市民の意向を踏まえ、評価を得て、地域の個性及び特色を伸ばすよう、多様な形成が図られなくてはなりません。
- ・良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることから、市民・事業者・行政との協働により、一体的な取り組みがなされなければなりません。
- ・良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものです。

市の責務

良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、実施する。

施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努める。

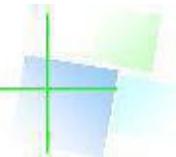
良好な景観に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努める。

市民の責務

自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力する。

事業者の責務

事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力する。

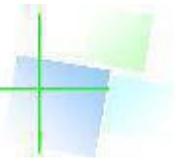


● 基本方針

●要素区分による方針

本市においては、利根川、鬼怒川、小貝川などの水辺の景観、その周辺の斜面林などの緑の景観、大規模な住宅市街地の良好な街並み景観が特徴的な景観として形成されています。
 原風景である豊かな水と緑などの自然的景観と計画的に開発、整備された街並みなどの都市的景観との調和を図り、地域特性に合った良好な景観形成を図ります。

区 分		基 本 方 針
自然的景観	河川	<ul style="list-style-type: none"> ・河川景観の眺めや遠望といった、大きな眺望景を大切にする。 ・緑の育成等による縁取りの景観を積極的につくる。 ・水辺環境を保全し、うるおいのある水辺空間の形成を図る。 ・河川と調和する周辺集落地の景観形成を図る。
	緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面林、樹林の活用・維持・保全を図る。 ・既存の緑との連続性に配慮し、一体的な景観形成を図る。 ・大規模開発等に対する斜面林の保全を図る。
	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の保全を図り、ゆとりと潤いのある農地景観、田園景観の形成を図る。 ・農地を活かした景観形成を図る。
	集落地	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を象徴する、自然的な眺望景観を大切にする。 ・地域特性を活かした街並みの形成を進め、表情豊かなまちづくりを推進する。 ・敷地面積の最低規模を定めるなど、一定の敷地規模を確保し、良好な自然的景観の形成を図る。
都市的景観	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな環境を積極的に位置づけ、緑によって空間の単位が形づくられるという、守谷らしい緑豊かな景観形成を図る。 ・生垣や花壇などによる植栽により、緑豊かな潤いのある住宅地の景観形成を図る。 ・地域特性を活かした街並みの形成を図り、表情豊かなまちづくりを推進する。 ・敷地の細分化を避けるなど、地域のスケールにあった配置・形態とし、良好な住宅地景観の形成を図る。
	商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の形態意匠、屋外広告物のデザイン（面積・位置・色彩）などに配慮し、風格のある景観となるよう、秩序や調和に配慮した景観形成を図る。 ・商業空間としての賑わいの演出に配慮した景観形成を図る。 ・商業地と住宅地が快適に共存できる街並みを育てる。 ・夜間照明を工夫し、夜景を印象づける効果的な演出を図る。
	工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感、威圧感、突出感等を軽減させ、周辺地域の景観との調和を図る。 ・敷地内緑化や接道部の緑化・修景を図り、親しみが感じられる景観の形成を図る。
	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道市街地と協調した景観形成を図る。 ・道路空間をやわらげる沿道緑化などを推進する。 ・植栽帯の形成や街路樹の樹種選定等により、まちに季節感を演出する。 ・道路空間から沿道の景観形成への波及を図る。
	公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関が連携し、地域における調和の取れた景観の形成や向上を図る。 ・市民との協働による維持管理や市民参加による景観まちづくりを推進する。



●眺望景観

本市から見える筑波山、富士山などの山並みは、大切な景観資源の一つであることから、主要な鉄道や道路等の公共性の高い場所からの眺望景観を大切にすることが必要です。

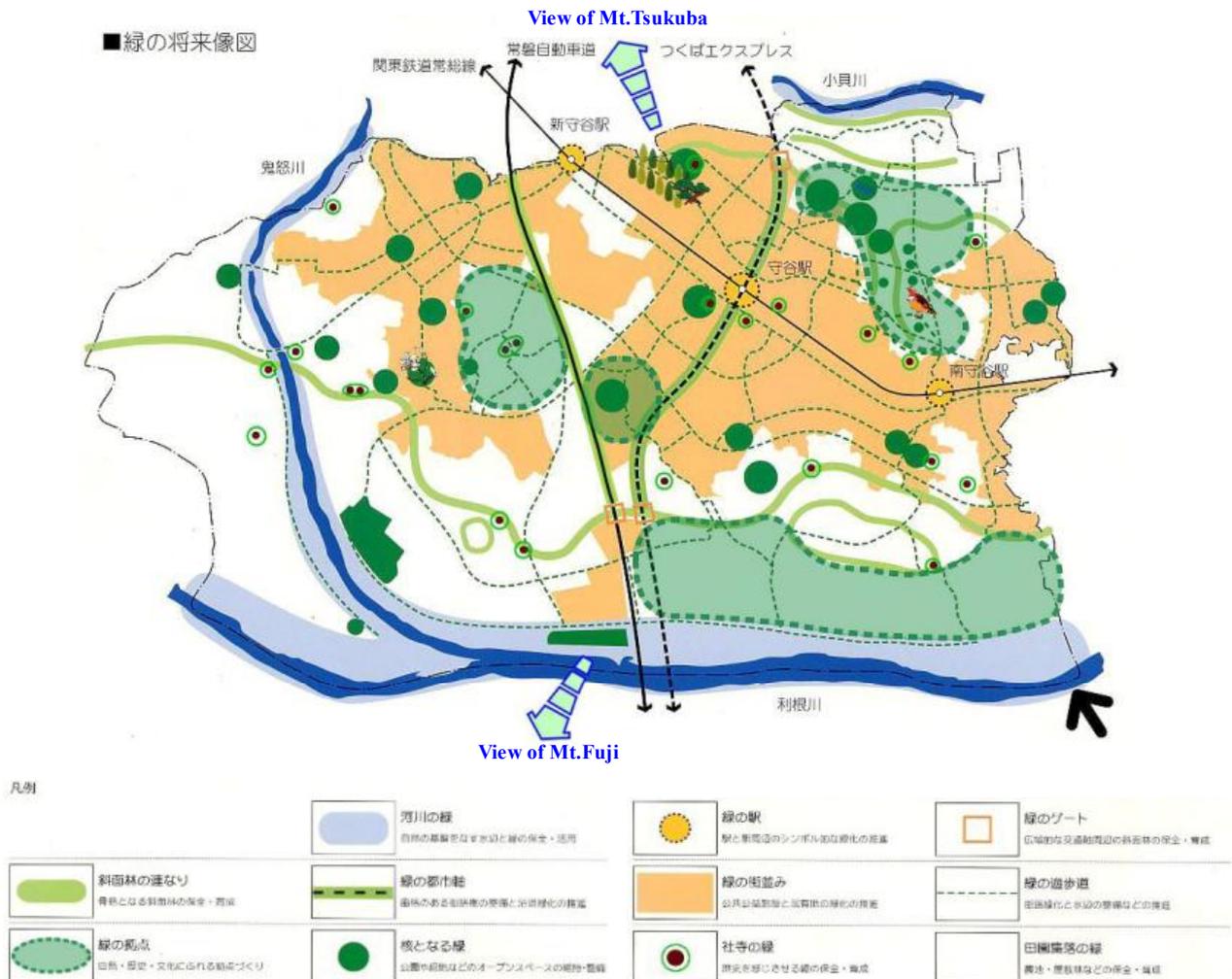
●緑化の推進

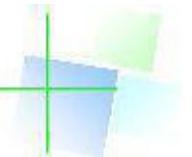
緑は、守谷の景観を形成する重要な要素であり、緑の保全と緑化の推進は、良好な景観形成を図るうえで、欠かすことができないものです。本市の恵まれた緑の保全、活用や新たな緑の創出など、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から取り組み、あるいは互いに協働していくことが必要です。

筑波山（市役所屋上より撮影）



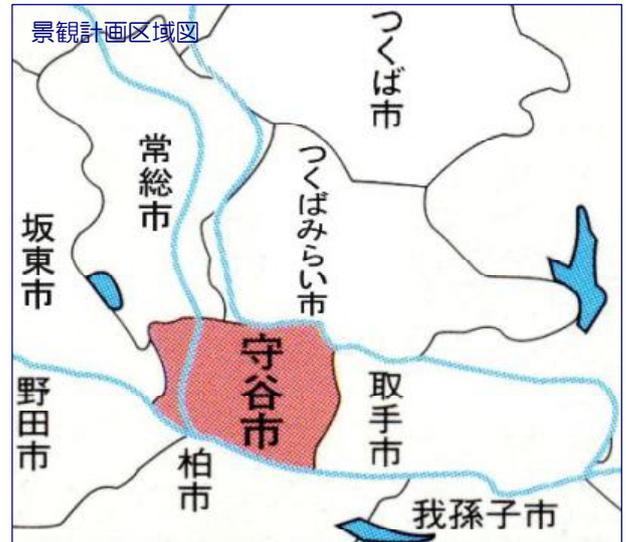
富士山（市役所屋上より撮影）





● 景 観 計 画 の 区 域

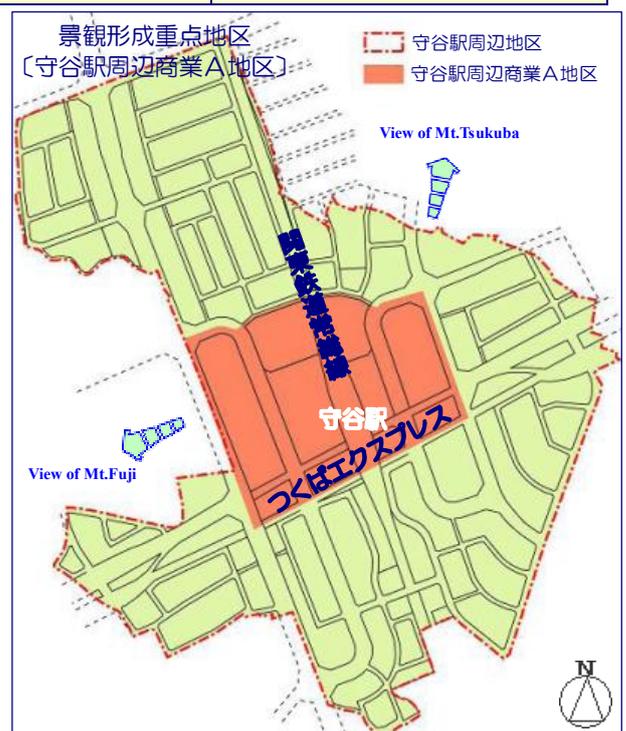
本市においては、良好な景観の形成を図りもって個性豊かな魅力あるまちづくりを推進するため、景観計画に定める景観計画区域は守谷市全域です。



また、地区の特性を踏まえ、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を「景観形成重点地区」として、次のとおり指定しています。

今後、住民等との合意形成に基づき、その指定を拡大、追加するものとしています。

景観形成重点地区名	地区の概要	区域
守谷駅周辺商業A地区	つくばエクスプレスの開業により、茨城県の玄関口として相応しい、守谷の顔となる地区の形成を目指す商業地区	守谷駅東口・西口駅前の商業エリア (面積：約 7.6ha)

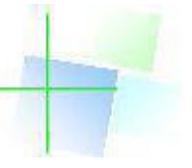


●届出が必要な行為

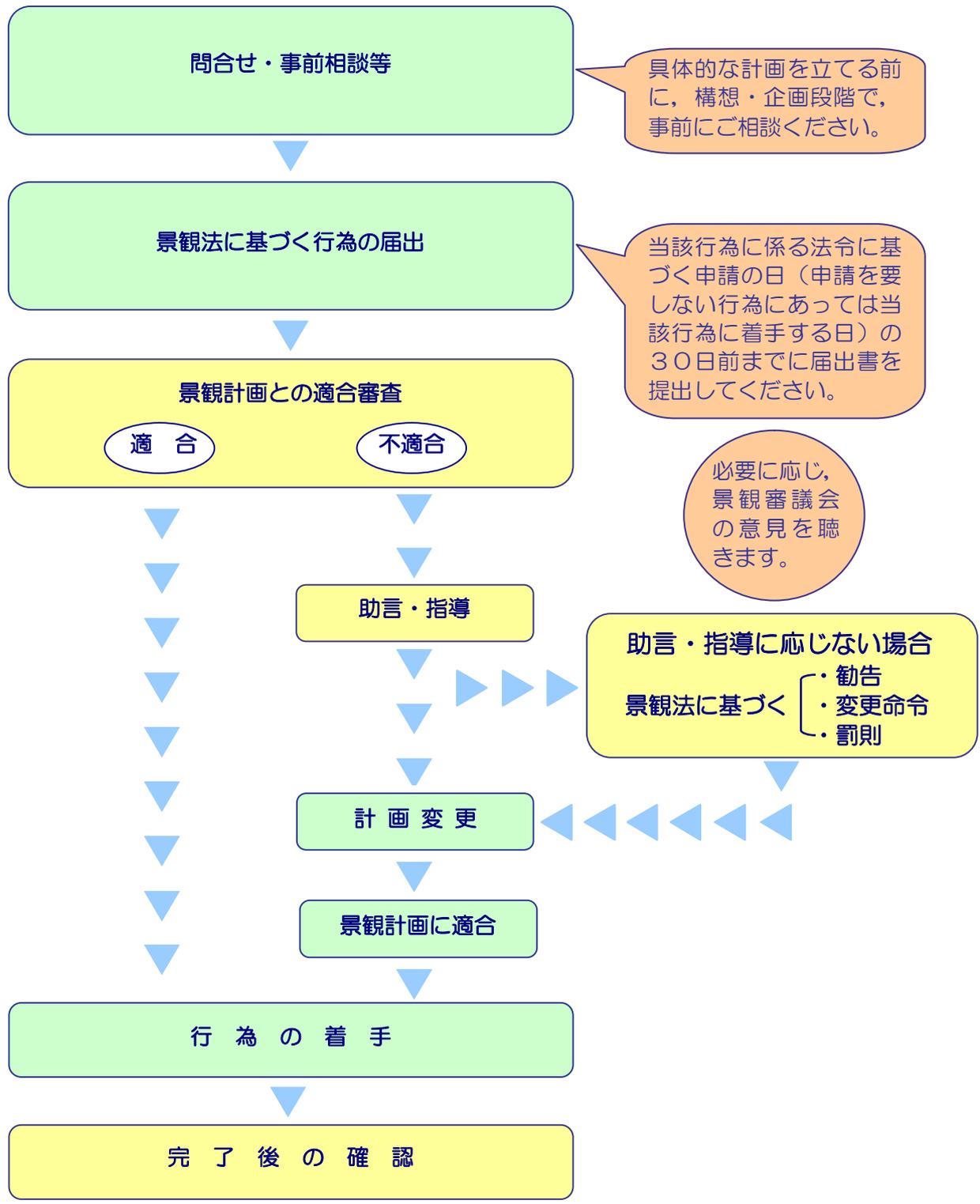
守谷市全域で、次に該当する建築行為等については、「景観法」・「守谷市景観法の施行等に関する条例」に基づく届出が必要となります。

建築物等の設計の際には、「守谷市景観計画」に示す方針や行為の制限等により行う必要がありますので、事前にご相談ください。

区 分	対象となる行為
景観計画区域 (景観形成重点地区 を除く)	高さが10mを超え、かつ、延床面積が1,000㎡を超える建築物(増築又は改築後において該当することになるものを含む。)の新築、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。
	高さが10m(よう壁にあっては、5m)を超える工作物(増築又は改築後において該当することになるものを含む。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。 ただし、旗ざお、電話柱、その他これらに類する工作物並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。
	土地の形質の変更で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 変更に係る土地の面積が15,000㎡以上のもの (2) 変更に伴い生じるのり面、よう壁の高さが5mを超え、かつ、長さが10m以上のもので、変更に係る土地の面積が3,000㎡以上のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件(家畜用飼料を除く。)の堆積で、堆積に係る面積が500㎡以上のもの。
景観形成重点地区	建築物を対象とする行為で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 建築基準法第6条の規定の適用を受けることとなる建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替 (2) 建築基準法第6条の規定の適用を受けた建築物の外観の過半を変更することとなる色彩の変更
	工作物を対象とする行為で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 建築基準法第88条の規定の適用を受けることとなる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替 (2) 建築基準法第88条の規定の適用を受けた工作物の外観の過半を変更することとなる色彩の変更
	土地の形質の変更で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 変更に係る土地の面積が1,500平方メートル以上のもの (2) 変更に伴い生じるのり面、よう壁の高さが2メートルを超え、かつ、長さが10メートル以上のもので、変更に係る土地の面積が300平方メートル以上のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積に係る面積が300平方メートル以上のもの。



● 届出に関する手続きフロー



— お問合せ・ご相談先 —
 守谷市都市整備部都市計画課
 〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1 TEL：0297-45-1111 FAX：0297-45-2804
 E-mail：toshikei@city.moriya.ibaraki.jp URL：http://www.city.moriya.ibaraki.jp/

● 景観形成基準

【(1) 景観計画区域(市全域)】

良好な景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物等の配置、規模、形態意匠などについて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める必要があります。

●建築物の建築等

【配置・規模】

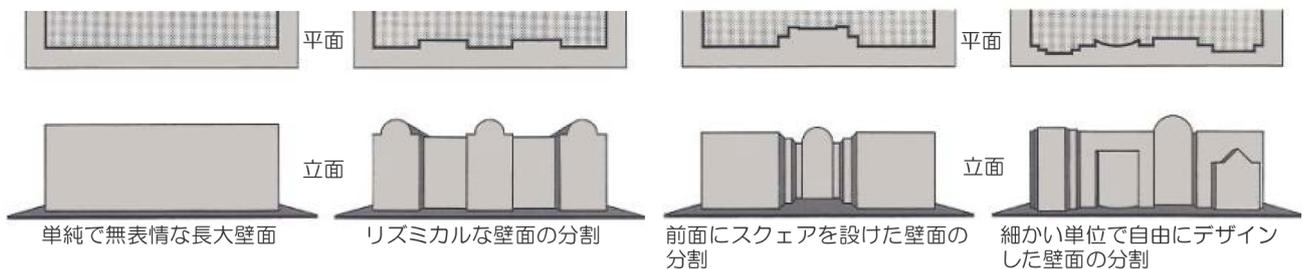
- ・周辺景観との調和に配慮した配置とする。
- ・敷地境界線からの壁面後退などにより圧迫感を与えないよう努める。
- ・壁面位置は、連続性の維持に配慮する。
- ・周辺景観に威圧感、圧迫感を与えない高さとし、周辺の街並みのスカイラインとの協調に配慮する。

【屋根・屋上】

- ・周辺の景観との調和に配慮した形態、素材、色彩とする。
- ・すっきりとした統一感のある屋上とする。

【壁面】

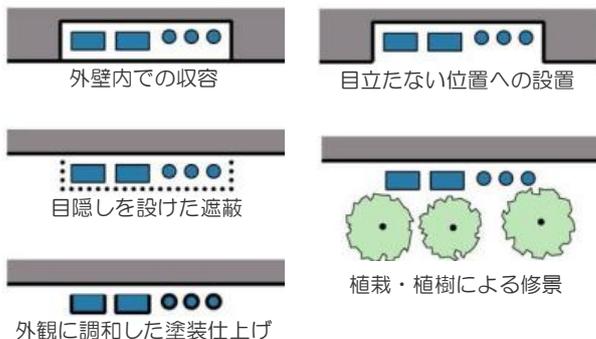
- ・外壁は、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。
- ・建築物の正面だけでなく、道路等の公共空間から見える側面や背面の意匠も工夫する。



【屋外設備】

- ・配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
- ・高架水槽や冷却塔設備などを屋上に設置する場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景措置を講ずる。

配管・配線類の遮蔽例



屋根の一部として目隠しにデザインを加え、その中に屋上に設置する設備類を隠している。

屋上設備類の遮蔽例



【屋外階段】

- ・屋外階段は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。

屋外階段の遮蔽例



【バルコニー等】

- ・バルコニー等は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
- ・洗濯物やエアコン室外機あるいは収納庫など建物の表情を乱すものが道路等の公共空間から直接見えにくい構造・意匠とする。



物干し台を低くするとともに、手すりに腰壁や半透明のパネルなどを用いて、洗濯物が隠れるように工夫した例。

【附属施設】

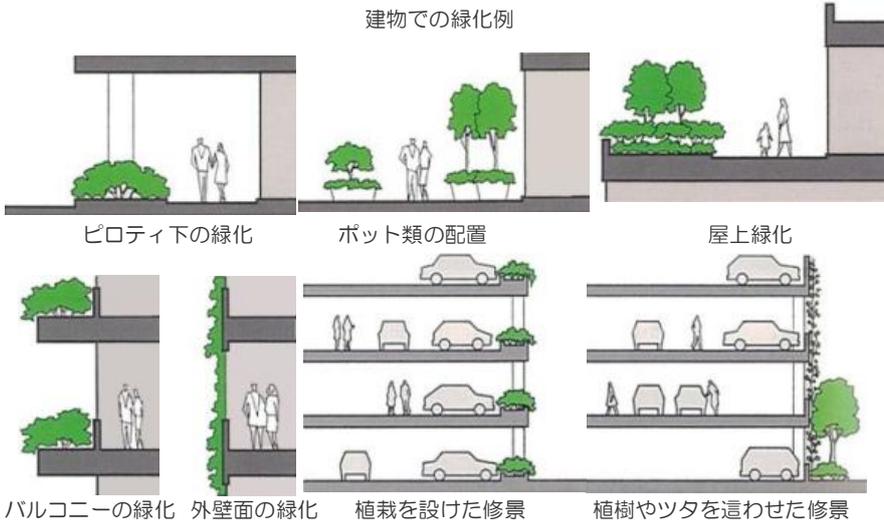
- ・駐車場、駐輪場、ゴミ置場などは、建築物全体や周辺景観と調和させ道路等の公共空間から直接見えにくい構造、意匠とし、修景緑化に努める。

【材料】

- ・外壁などの材料は、経年変化に耐え得るものとする。

【外構】

- 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、建築物や周辺景観と調和した形態意匠とするよう工夫する。
- 植栽は、周辺景観と調和するよう、樹種も考慮し、高木・中木・低木を適切に配置するよう努める。
- 道路等の公共空間に面して、垣又はさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、透視可能な構造とするなど、周辺景観に配慮する。



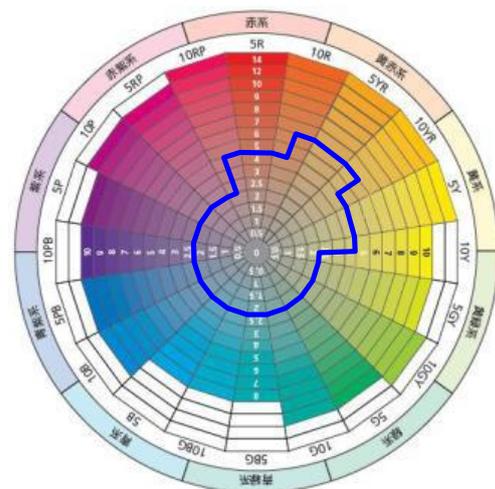
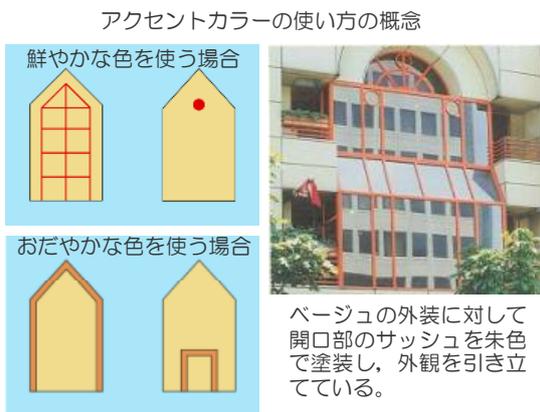
バルコニー先にプランターボックスを設け、そこからツタを生育させて外壁面を緑化している。



二階レベルのテラスを利用して屋上庭園を設け、周囲から見える緑を増やしている。

【色彩】

- 外壁などの基調色は、マンセル値により、色相がYRの場合、彩度6以下、R及びYの場合は彩度4以下、その他の色相の場合は彩度2以下とする。ただし、表面に着色を施していない素材を使用する場合や、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りではない。



〔建築物の外壁等に使用する基調色の範囲〕

※色彩の基準は、日本工業規格Z8721に定めるマンセル値による。
 ※実際のマンセル値による色彩とは異なる場合がある。

●工作物の建設等**【配置】**

- ・工作物の配置は、できる限り周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努める。

【色彩】

- ・工作物の色彩は、周辺景観に配慮する。
- ・大規模な垂直構造物は、周辺景観への強い影響を抑えるため、地上面に直接建つ構造物は、茶系を中心とした色彩とするなど、背景となる自然環境との調和を図る。周囲に設置するフェンス等も同様とする。

●開発行為その他土地の形質の変更

- ・既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。
- ・現況の地形を可能な限り活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮する。
- ・よう壁を設置する際は、よう壁前面への植栽や緑化のり面との組み合わせなど、緑により無機質な表情を和らげるよう工夫する。
- ・周辺から望見されるよう壁については、自然石の使用や自然石調等の仕上げの工夫により、緑と調和した表情をつくる。

●屋外における物件の堆積

- ・屋外における物件の集積又は貯蔵は、周辺の景観を乱さぬよう配置し可能な限り高さを抑え、積み上げ方等を整然とする。
- ・周辺から目立たないように生垣等により遮蔽する。

(2) 景観形成重点地区（守谷駅周辺商業 A 地区）

良好な景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、建築物等の配置、規模、形態意匠などについて、地区全体として調和のとれたものとなるよう努める必要があります。

●建築物の建築等**【配置・規模】**

- ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の後退距離は、駅前広場境界線及び道路境界線から1.5m以上とする。
- ・駅前広場からの広がり感を演出するよう、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。
- ・建築物等の高さの最低限度は、9mとする。
- ・敷地面積の最低限度は、500㎡とする。
- ・低層部は、商業施設で構成し、賑わいを持たせる。歩行者が楽しさとやすらぎを感じられるよう、ショーウィンドウ、カフェ、レストラン、ギャラリー等の設置に努める。
- ・駅前広場からの空間の連続性を重視し、歩行者の視線レベルにある建物の低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行者空間を創出するよう、建築物等の配置に配慮する。
- ・その他市全域の基準に準じる。

【屋根・屋上】

- ・すっきりとした統一感のある屋上とし、スカイラインを乱さない形状とする。
- ・高さ、形状を工夫し、隣接する建物との連続性に配慮し、急激なスカイラインの変化を避ける。
- ・その他市全域の基準に準じる。

- 【壁面】 ・市全域の基準に準じる。
- 【屋外階段】 ・市全域の基準に準じる。
- 【附属施設】 ・市全域の基準に準じる。
- 【屋外設備】 ・市全域の基準に準じる。
- 【バルコニー等】 ・市全域の基準に準じる。
- 【材料】 ・市全域の基準に準じる。

【色彩】

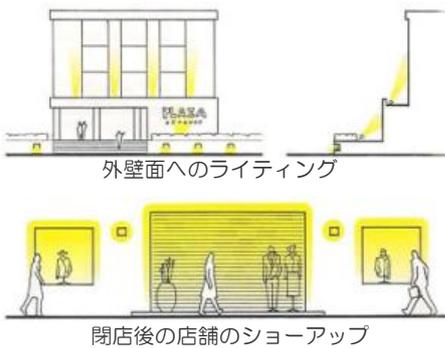
- ・外壁などの基調色は、マンセル値により、明度5以上、色相はY Rの場合、彩度6以下、R及びYの場合、彩度4以下、その他の色相の場合、彩度2以下とする。ただし、表面に着色を施していない素材を使用する場合や、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りではない。

【外構】

- ・敷地内のオープンスペースは、歩行者にうるおいとやすらぎを与えるよう、歩行者空間の確保や植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側のオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物等との調和を図る。
- ・街区全体に緑があふれるようオープンスペースの緑化の他、屋上や壁面等の立体緑化にも努める。
- ・植栽は、周辺景観と調和するよう、配置や樹種も考慮し、高木・中木・低木を適切に配置するなど、四季の彩りも演出する。
- ・その他市全域の基準に準じる。

【夜間景観】

- ・夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。



外構植栽の中に背の低い照明器具を配列し、敷地のまわりが薄暗くならないようにしている。



外構植栽の中に照明器具を設けて外壁面をライティングし、夜間の雰囲気演出している。

【仮設物等】

- ・仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。

【自動販売機類】

- ・自動販売機類は、建築物等と一体的になるよう計画する。

自動販売機専用の設置スペースを確保し、専用スペースそのものを建築物の外観と合わせている。



●工作物の建設等

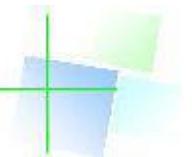
- 【配置】 ・市全域の基準に準じる。
- 【色彩】 ・市全域の基準に準じる。

●開発行為その他土地の形質の変更

- ・地盤面の高さを変更（切土、盛土）する時は、0.5m以下とする。
- ・その他市全域の基準に準じる。

●屋外における物件の堆積

- ・市全域の基準に準じる。



● 屋外広告物の表示及び設置に関する事項

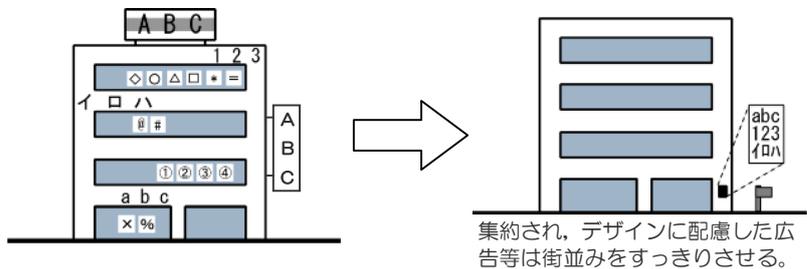
屋外広告物においては、景観の良否を左右する重要な要素であることから、その表示及び設置に関しては、十分な配慮が必要です。

(1) 市域全域

市域全域においては、屋外広告物の形状や面積などについて、適切な誘導を図るものとし、特に主要幹線道路沿道、鉄道沿線における屋外広告物の掲出に際し、表示面積は必要最小限に留め、極端に突出した形態、高彩度の色彩の使用は避けることとしています。

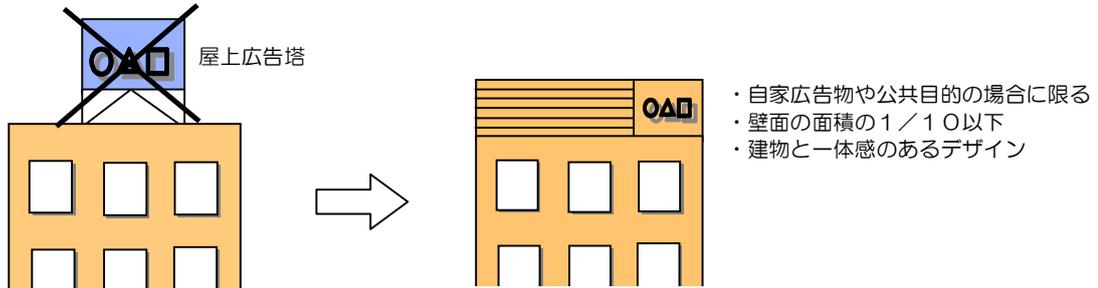
●共通事項

- ・ 広告物は、できる限り集約化し、街並みに調和する質の高いデザインとし、高彩度の色彩の使用は避ける。



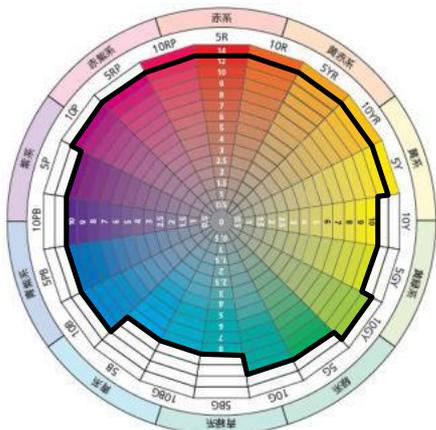
●屋上利用広告

- ・ 自家広告物や公共目的のために表示する場合に限り設置できる。
- ・ 地色を壁面と同色にすることや箱文字表示にするなど、建物と一体感のあるデザインとすること。



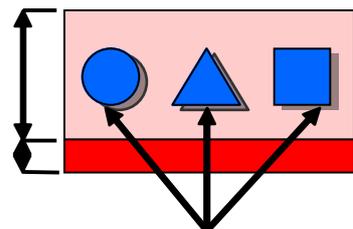
●色彩

- ・ 文字その他の具体的な図柄以外の地色の色彩は、マンセル表色系の彩度12を超える色彩を使用する場合は、表示面積の1/4以下とする。



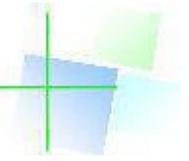
彩度12以下の色彩は、表示面積の3/4以上

彩度12超の色彩は、表示面積の1/4以下



文字その他の具体的な図柄

※実際のマンセル値による色彩とは異なる場合がある。



●その他

- ・映像表示装置にあつては、極度に強い光を放つものは避け、その使用する部分の面積は5平方メートル以下とする。
- ・照明装置にあつては、激しい点滅を伴うものは避ける。
- ・不必要に発光部が露出することや発光部や照射範囲を動かすことは避ける。
- ・必要以上の光度、輝度を持たないようにし、減灯、消灯ができるものとする。

(2) 景観形成重点地区

重点的に景観形成を図る景観形成重点地区においては、建築物とあわせて一体的な誘導を行うこととし、屋外広告物を通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩に留意し、周辺の街並みと調和したものにすることが必要です。

① 守谷駅周辺商業A地区

風格のある都市景観、落ち着いた中にも賑わいのある開放的な景観の形成を図るため、屋外広告物の色彩について、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いるとともに、形状や面積などについて、適切な規制・誘導を図るものとしています。

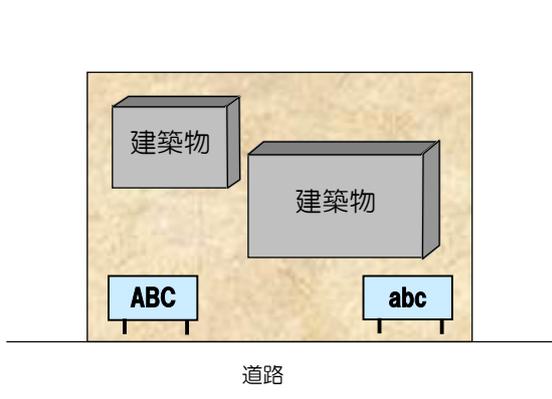
駅前広場などから容易に展望できる公共性の高い場所では、その表示及び掲出方法には、十分な配慮が必要となります。

無秩序な看板、広告の氾濫は街並み景観を乱すとともに、互いの宣伝効果を低下させます。

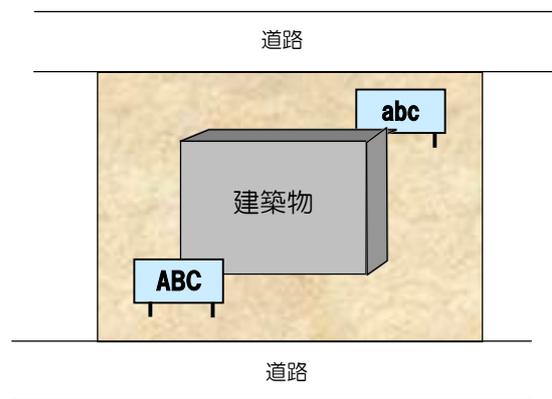
設置位置、大きさ、材質、色彩、デザインなど、表現・表示方法を工夫し、優れたデザインの商業広告物により地区の魅力を演出することとしています。

●共通事項

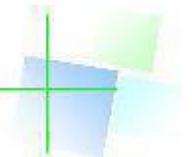
- ・自家広告物に限る。
- ・広告物はできる限り集約化し、街並みに調和する質の高いデザインとし、高彩度の色彩の使用は避ける。
- ・地上設置の広告物は、1敷地当り1箇所に集約化して設置する。ただし、その敷地に2以上の建築物がある場合には、その建築物数、又はその敷地が2以上の建築基準法上の道路に面する場合には、その敷地が道路に接する面数とすることができる。



1敷地に2以上の建築物がある場合は、その建築物数まで設置することができる。

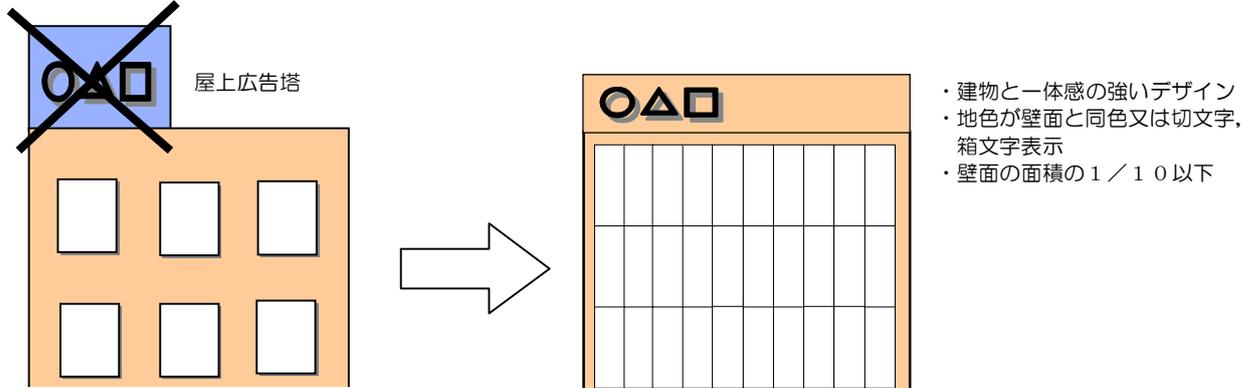


敷地が2以上の建築基準法上の道路に面する場合は、その敷地が道路に接する面数まで設置することができる。



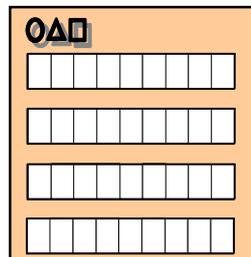
●屋上利用広告

- ・原則として、設置しない。ただし、壁面に広告物を設置することが不適切で、かつ、地色を壁面と同色とすることや、切文字、箱文字表示にするなど、建物と一体感の強いデザインとして景観に配慮している場合は、この限りではない。

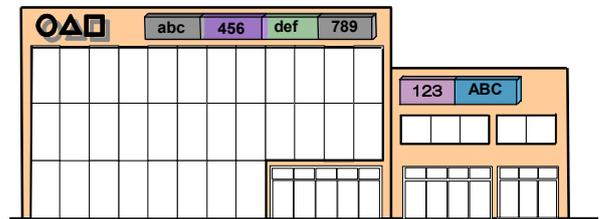


●壁面利用広告

- ・切文字、箱文字等を使用し、色彩は3色以内で企業カラーの使用とし、建築物の壁面の色彩に調和するよう工夫する。ただし、建築物の規模及び用途等により、すべての広告物に切文字、箱文字等を使用することが不适当で、かつ、切文字、箱文字等に見えるように工夫した場合は、この限りではない。
- ・壁面の面積の1/10以下とする。



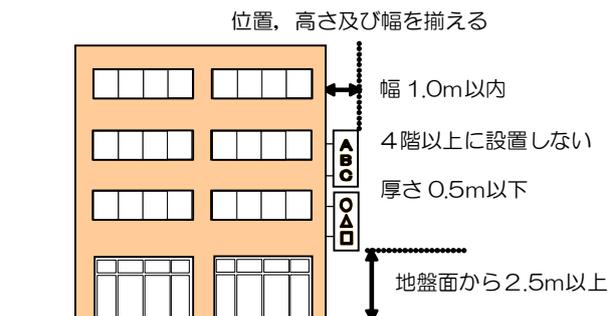
壁面の面積の1/10以下

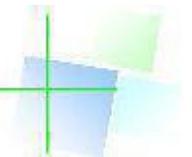


複合施設等で店舗数が多く、全てを切文字等にできない場合は、切文字、箱文字等に見えるよう工夫して表示

●突出広告

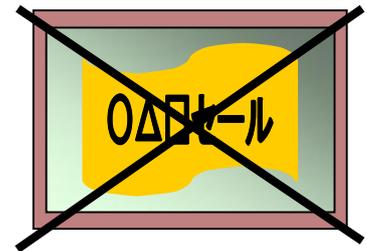
- ・広告物はできるだけ集約化してすっきりさせる。
- ・高層部に設置しない。
- ・1壁面1箇所とする。ただし、その広告物の位置、高さ及び幅を揃えるなどして、他の広告物と同じに見えるようにした場合は、この限りではない。





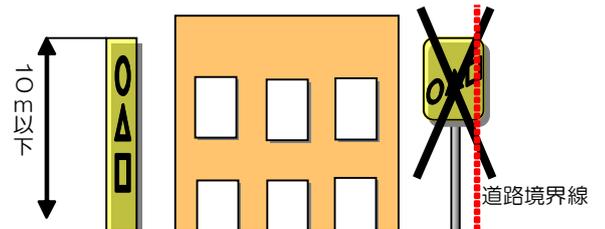
●窓面利用広告

- ・設置しない。
- ・良好な景観を損なわない工夫がなされていると認められるものは、この限りではない。



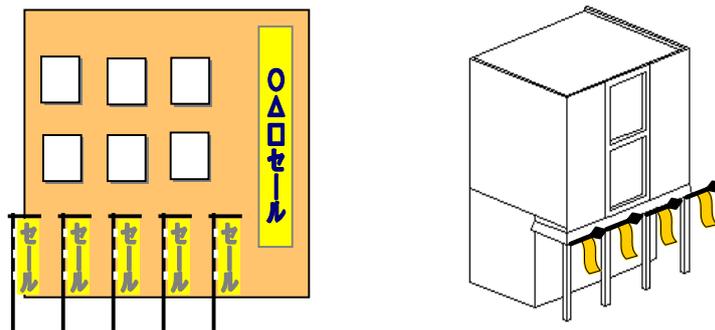
●野立広告

- ・独立広告物は高さ 10m以下とする。
- ・高さ 5mを超えるものは幅 1 m以下とする。
- ・歩道等に、はみださない。



●広告幕、のぼり、旗

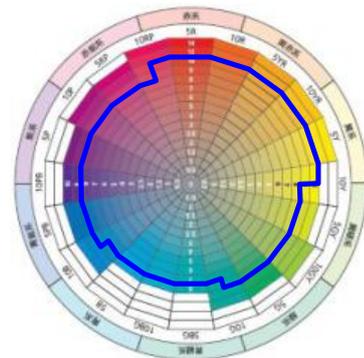
- ・イベント時のみの掲出とし、終了後は速やかに撤去する。
- ・賑わいを演出し、また、街並みの良好なアクセントとなるフラッグ等は除く。



●色彩

- ・文字その他の具体的な図柄以外の地色の色彩は、色相に応じて彩度を制限する。

色 相	地色の彩度
0.1R ~ 10Y	10 以下
0.1GY ~ 10G 0.1PB ~ 10RP	8 以下
0.1BG ~ 10B	7 以下



※色彩の基準は、日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル値による。

※実際のマンセル値による色彩とは異なる場合がある。

●その他

- ・(1) の市域全域の基準に準じる。ただし、映像表示装置等を使用する場合は、その使用する部分の面積は 2 平方メートル以下とする。

● 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

自然や歴史・文化など、地域の良好な景観を特徴づけている建造物や樹木についても、景観上重要な要素です。景観上重要な建造物や樹木などは、市民などに親しまれている共有財産ともいえることから、所有者等の合意を得て、景観重要建造物・景観重要樹木への指定を行います。

●景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴き、合意を得た上で指定する。

- (1) 地域の良好な都市景観を特徴づけている建造物
- (2) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- (3) 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物
- (4) 市民に親しまれ愛されている建造物



●景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴き、合意を得た上で指定する。

- (1) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められ、美観上優れている樹木
- (2) 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木
- (3) 市民に親しまれ愛されている樹木



守谷市景観計画 概要版

平成19年3月1日

平成24年12月18日(改訂)

〒302-0198

茨城県守谷市大柏950番地の1

守谷市 都市整備部 都市計画課

TEL 0297-45-1111

FAX 0297-45-2804

E-mail toshikei@city.moriya.ibaraki.jp

URL <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

